

(1) 地域福祉計画策定の背景と必要性について

<計画策定の趣旨>

近年、社会福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、増加する福祉ニーズに行政施策だけでは十分な対応ができなくなってきました。

こうした中、子ども、高齢者、障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる地域社会の実現が求められています。

「地域福祉計画」は、鳥栖市に住む方々が、地域の課題は何かを考えることから始まり、地域住民、地域団体、行政が連携しながら、地域での支え合いの仕組みを作っていくための計画です。

鳥栖市では、平成23年3月に第2期計画を策定しておりますが、29年3月満了にともない、このたび新たに「第3期鳥栖市地域福祉計画」を策定するものです。

社会福祉法より

(地域福祉の推進)

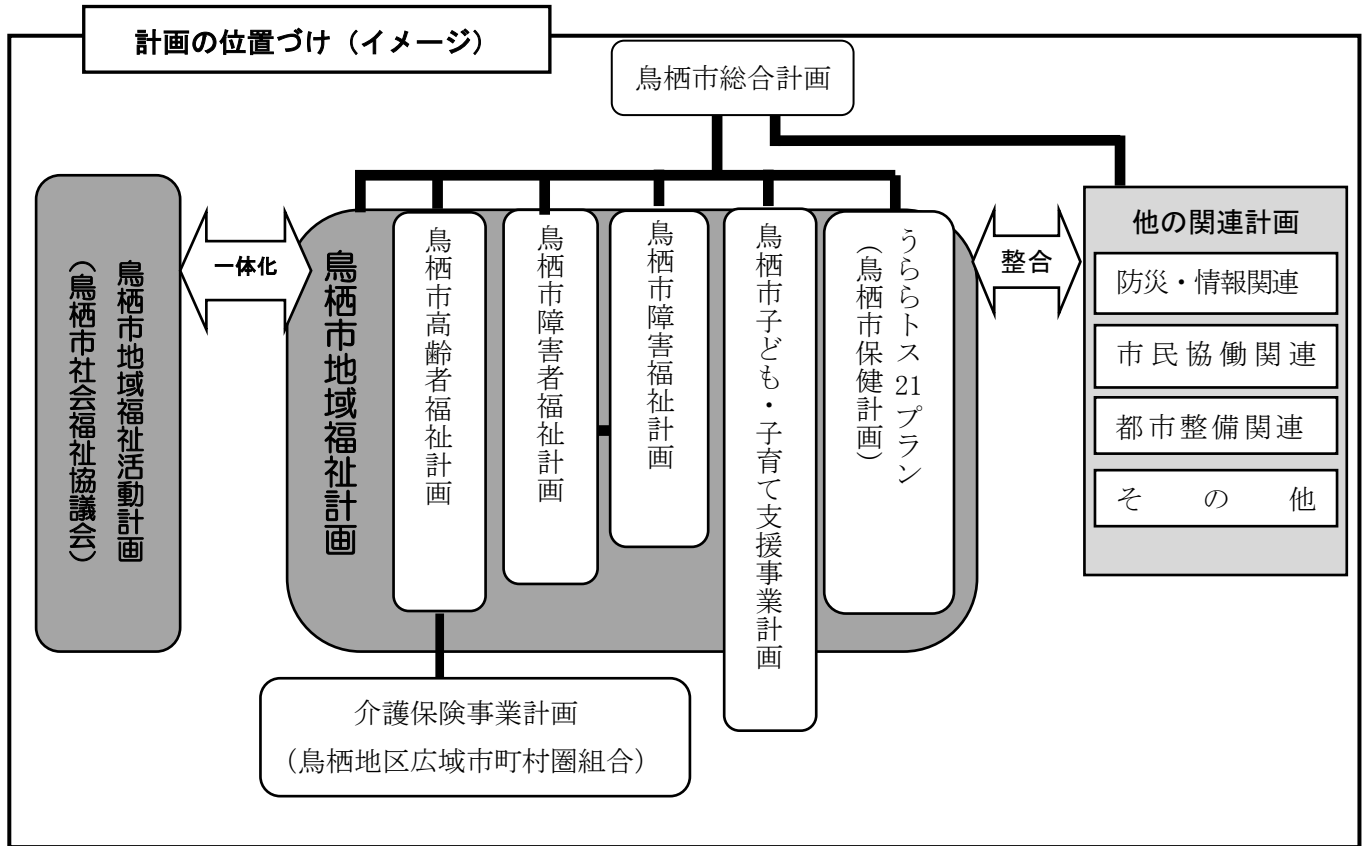
第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

本計画は、第6次鳥栖市総合計画を上位計画として、これまでに策定された高齢者、障がい者などの各分野の福祉計画を横断的につなぐとともに、防災、市民協働、都市の整備などの他の関連計画との整合性と連携を図りながら策定します。

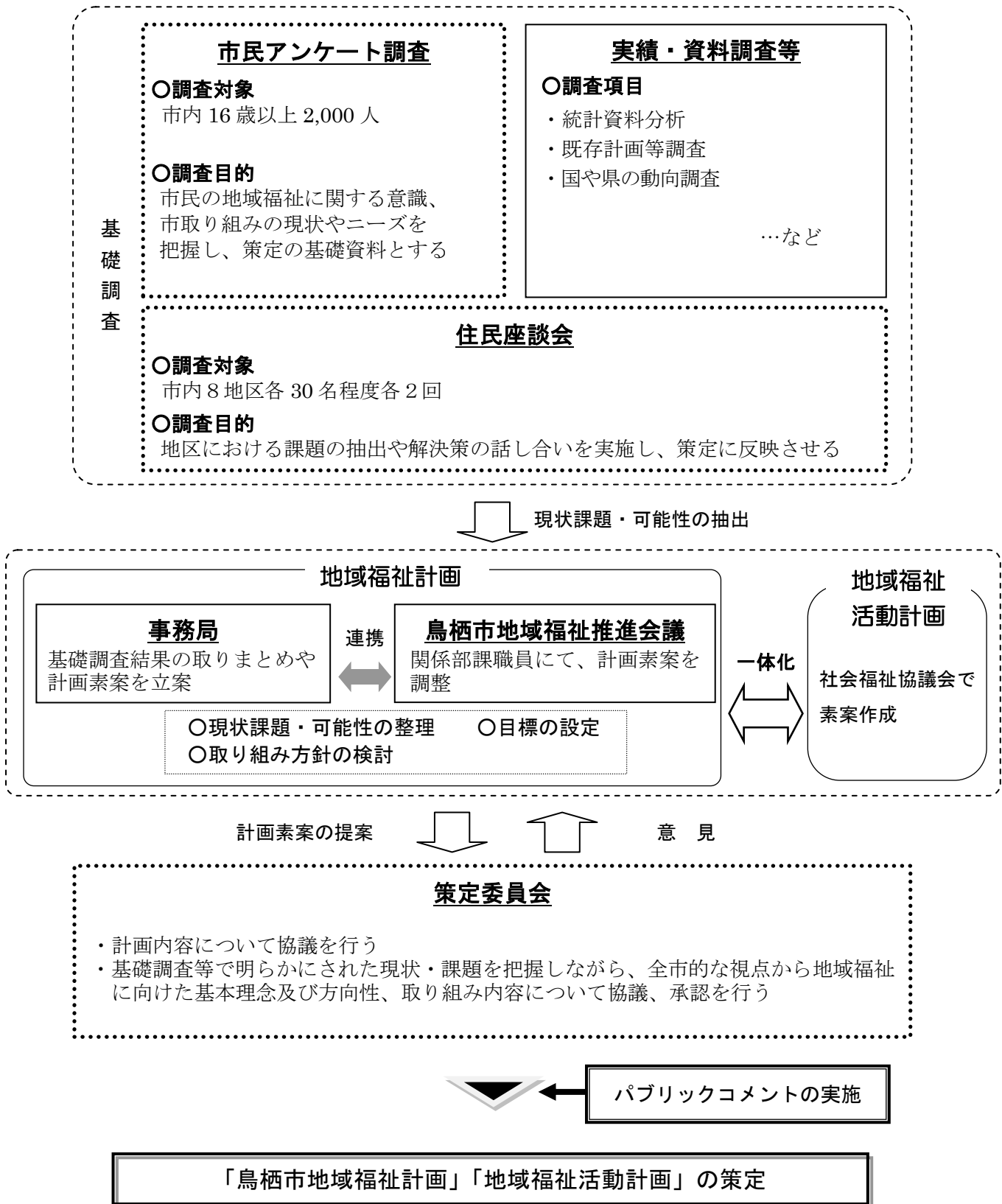


<計画期間>

第3期鳥栖市地域福祉計画の計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
鳥栖市地域福祉計画 ・地域福祉活動計画									
				見直し	鳥栖市地域福祉計画 ・地域福祉活動計画				
第6次総合計画基本構想 (10年間)									
前期基本計画 H23~ (5年間)					後期基本計画 (5年間)				

(2) 策定体制図



※ は、市民参加による策定プロセス

※策定委員会からの意見報告された内容を基本にパブリックコメントを実施し、その後当該パブリックコメントの意見等を検証するための最終策定委員会を開催した後、提言をいただくことになります。

(3) 計画見直しに向けた取り組みについて

地域に関わる多くの人々が福祉に関心を持ち、地域全体で地域福祉を推進していくために、本計画策定にあたっては、住民参加による計画づくりを進めます。

<住民参加の方法>

次の2つの方法を実施し、住民の意見を計画に反映させます。

①市民アンケート調査

期 間：平成28年6月3日～6月24日

対 象：無作為抽出した16歳以上85歳以下の市民2,000人

有効回収数(率)：737人分(36.9%)

内 容：◇「福祉」について

◇「地域」との関わりについて

◇ボランティア活動や地域活動について

◇これからの鳥栖市のあり方について

②住民座談会

方 法：8地区ごとに原則2回の開催

対 象：区長、民生委員・児童委員、諸団体（PTAや老人クラブなど）
など地域福祉推進及びまちづくり推進の中心となる住民30人程度
(1地区あたり)

場 所：各地区まちづくり推進センター

時 期：平成28年6月～9月

6/29・9/1 若葉地区、7/1・8/4 田代地区、7/7・7/22 旭地区、

7/15・8/18 弥生が丘地区、7/25・8/29 鳥栖地区、

7/27・8/19 基里地区、7/28・8/17 鳥栖北地区、7/29・8/29 麓地区

内 容：地域での現状・課題の抽出、課題に対する取組の検討

本計画は策定までの過程が重要とされており、多くの住民が地域の生活課題に関心を持ち、主体的な参加が得られるような体制づくりと手法が採られることが望まれます。また、策定作業のみならず、地域福祉計画の実行や評価・見直しにおいても住民の主体的な参加が望まれます。

鳥栖市地域福祉計画・地域福祉活動計画

<第2期 平成24年度～平成28年度>

1. 地域福祉ってなに？

◇ 私たちと「福祉」の関係

「福祉」は、「**ふ**だんの**く**らしの**し**あわせ」とも言われます。年をとることとは誰もが避けられないことであり、また、私たちは子育てや事故、病気などで手助けを必要とすることがあります。

このように考えると、「福祉」は特別なものではなく、生活のあらゆる場面で誰もが「福祉」に関わって生きているといえます。

◇ 「地域福祉」の考え方

社会の急速な情報化や核家族化により、地域でのつながりが希薄化してきています。一方で、私たちの福祉ニーズは多様化しており、これまでの公的なサービスだけでは十分な対応が難しくなっています。

これからは、地域住民、ボランティア団体、社会福祉協議会、行政機関などが地域の中でそれぞれの役割を果たしながら、お互いに助け合い、地域の生活課題に対してよりよい解決策を見出していくこと(＝地域福祉)が、大切な考え方となります。

この計画は、こうした地域での支えあいの仕組みをつくるものです。

◇ 自助・共助・公助について

地域福祉の基本的な考え方として、「自助」「共助」「公助」があります。

自助

個人や家庭による支えあい・助けあうこと
(自分でできることは自分です)

共助

地域社会のみんなでお互いに支えあい・助けあうこと
(地域住民、ボランティア、社会福祉法人、NPO法人など、地域社会全体で行う)

公助

保健・医療・福祉などの公的なサービスの提供
(行政でなければできないことは、行政が対応する)

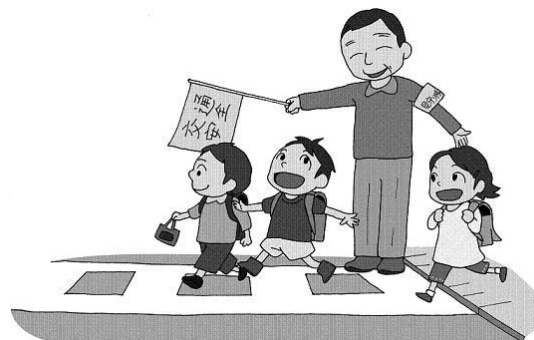
2. 身近にできることは？

日頃のご近所での挨拶や声かけなど、私たちが身近にできる「支えあい」はたくさんあります。市民一人ひとりが、あたり前のことをあたり前に行える地域社会を築いていくことが、地域福祉の第一歩です。

回覧板を渡す時の声かけなど、日頃から隣近所で挨拶や見守りを行いましょう。



子どもの登下校時には地域で気を配り、防犯意識を高めましょう。



日頃の近所づきあいから、いざという時に地域で助けあえる関係をつくりましょう。



地域で様々に行われているボランティア活動へ積極的に参加してみましょう。



子どもや高齢者、障害のある人と積極的に交流してみましょう。



3. 鳥栖市がめざす地域福祉

第1期計画の基本理念「共に素敵に幸せに」の基本的な方向性を引き継ぎ、第6次鳥栖市総合計画の基本目標「共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち」の方針を受け、第2期計画の基本理念を「共に支えあい 幸せを感じるまち 鳥栖」とします。鳥栖市で暮らすすべての人が、地域での支えあいを基本として、いきいきと安心した生活を送り、幸せを実感できるまちづくりをめざします。

【基本理念】

【基本目標】

【取組の方向】

【事業・活動】

共に支えあい 幸せを感じるまち 鳥栖

1 安心して暮らす
 ↳安心してサービスを受けられる
 福祉のまちをつくろう

(1) 問題を早期発見・早期解決できる相談体制の充実

- ①相談支援体制の充実
- ②見守り体制の整備

(2) 福祉サービスの情報提供の充実

- ①わかりやすい情報の提供
- ②講座や説明会等の開催

(3) 安心して福祉サービスを受けられる環境の整備

- ①権利擁護の推進
- ②福祉サービス従事者の育成

2 地域で支えあう
 ↳お互いに支えあいながら暮らす
 福祉のまちをつくろう

(1) 保健・医療・福祉の地域のネットワークづくり

- ①地域ケアシステムの構築
- ②専門職による支援体制づくり

(2) 安心して生活できる環境づくり

- ①ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進
- ②社会参加への支援

(3) 災害時や緊急時の支援体制づくり

- ①災害時や緊急時の支援体制づくり

3 みんなが参加する
 ↳市民一人ひとりが参加する
 福祉のまちをつくろう

(1) 福祉や健康への理解の促進

- ①福祉の理解促進
- ②健康づくりの啓発・促進

(2) 地域活動やボランティア活動の充実

- ①活動の支援、人材の育成

(3) ふれあい・交流の場となる地域の拠点づくり

- ①既存施設の利用促進
- ②行事やイベントの活性化

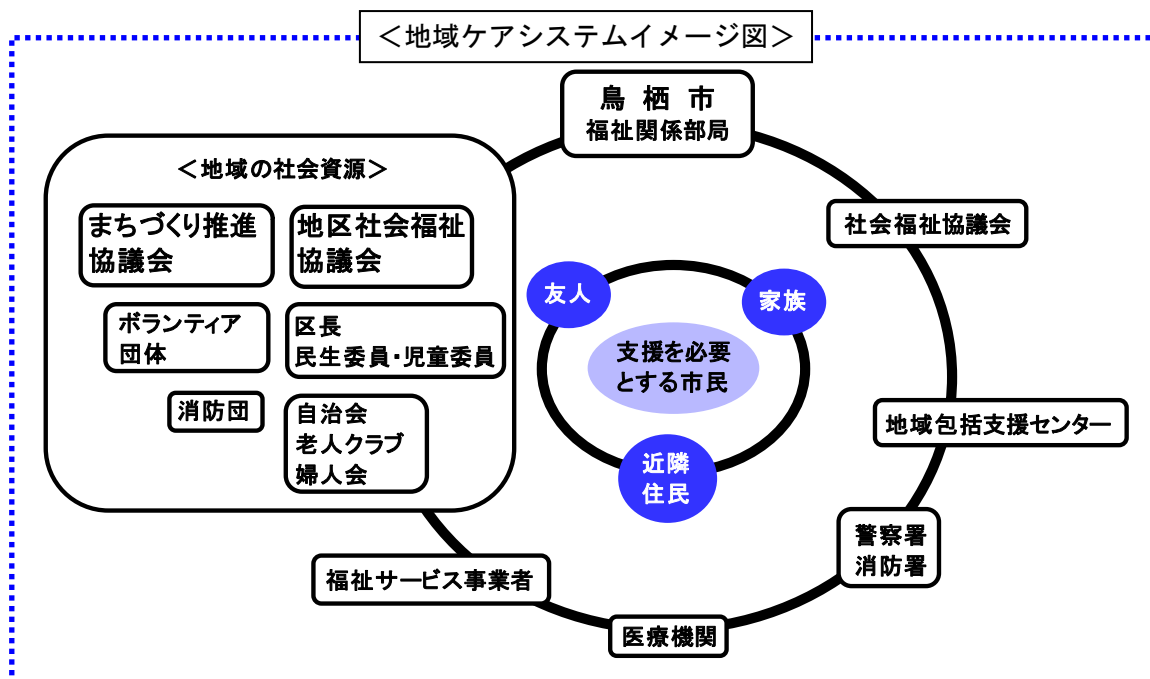
(4) 協働で地域を支える基盤づくり

- ①市民による福祉のまちづくり促進

4. 支えあいの仕組みづくり

地域ケアシステムの構築

すべての市民が地域で安心して生活できるよう、一人ひとりの自立をめざした在宅生活を支援するとともに、保健・医療・福祉などの公的なサービスや地域での見守り活動等から、一人ひとりに応じた適切なサービスを包括的に提供することができる「地域ケアシステム」の構築をめざします。



5. 協働による計画の推進

住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を築くためには、市民と行政との協働（それぞれの特性を活かし、協力しあって地域課題の解決にあたること）による取組が不可欠です。

本計画の推進にあたっては、行政だけでなく地域福祉の様々な担い手が特徴や能力を活かし、それぞれの役割を果たしながらお互いに連携を図り、「協働」による取組を進めます。

鳥栖市地域福祉計画 平成 24 年 3 月 鳥栖市 健康福祉部 社会福祉課 〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町 1118 番地 TEL 0942-85-3553 / FAX 0942-85-2009 http://www.city.tosu.lg.jp/	鳥栖市地域福祉活動計画 平成 24 年 3 月 社会福祉法人 鳥栖市社会福祉協議会 〒841-0051 佐賀県鳥栖市元町 1228 番地 1 TEL 0942-85-3555 / FAX 0942-85-3617 http://www6.ocn.ne.jp/~tosusi/
---	---